

須賀川市利子補給制度

現行制度の利子補給対象

融資制度名	補助額	期間
経営安定化資金融資	約定利子のうち年利率1%相当額	2年間
スタートアップ資金融資	約定利子のうち年利率1%相当額	5年間
中心市街地リノベーション融資	約定利子相当額	5年間

以下の制度については現在廃止

融資制度名	補助額	期間
豪雨対策特別資金融資 (H23のみ)	約定利子相当額	全期間
商業活性化・共同事業資金融資 (商店街振興組合のみ)	約定利子のうち年利率1%を超える額(年利率2.3%を上限)	当初契約期間
震災対策特別資金 (H29まで)	約定利子のうち年利率1%相当額	3年間

申請手続

- ・各年4月1日～3月31日までの約定利子を1月中に申請
- ・12月頃に市より申請手続きの依頼文を各金融機関に送付しますので、それ以降に申請書の提出をお願いします。
- ・以下の書類を商工労政課まで提出して下さい。
 - ①須賀川市融資制度利子補給金交付申請書
 - ②納税状況確認承諾書
 - ③須賀川市融資制度利子補給金交付請求書

注意事項

- ・利子補給は申請期限がありますので、期限内の申請をお願いします。
- ・申請後から3月31日までに繰上返済を行う場合は、申請額の変更または利子補給額の一部返還があるので、すぐに商工労政課にご連絡ください。
- ・申請期間後に融資を実行した場合(2月～3月)、翌年度の申請時にその分も併せた期間の約定利子金額を記入してください。